

第2章 第5期小都市障がい福祉計画の進捗状況

1. 相談支援体制の充実・強化

小都市においては、基幹相談支援センター（委託先：特定非営利活動法人サポネットおごおり）へ寄せられる障がい者やその家族からの相談件数は増加傾向にあります。また、令和2年2月に新型コロナウイルス感染症の県内での感染者が発生して以降、関連した相談件数が増加した際にも、地域の障がい者の生活を支える機関として対応しています。

その一方、障がい福祉サービス及び障がい児通所サービスの利用者の増加に対して利用計画の作成を担う相談支援専門員が不足し、地域の障がい者・児の福祉サービス等の利用に支障が出かねない状況から「基幹相談支援センター」が積極的にサービス等利用計画を立てざるをえない状態が課題です。本来の役割である「他の相談支援事業者への助言」、「関係機関との連絡調整」や「困難事例への対応」等を十分に担っていくことができるような体制づくりが求められます。相談支援専門員の確保とともに、福祉サービス等だけによらない障がい者・児の地域における受け皿の整備が必要です。

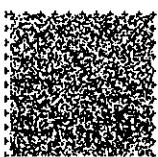
2. 小都市自立支援協議会との連携

第5期小都市障がい福祉計画の具体化に向けて、小都市自立支援協議会と協議・連携しながら様々な取り組みを行い、地域のニーズの把握や関係機関との連携強化、スキルアップ等に取り組んできました。

障がいのある方が地域生活を送るにあたっての課題に対し、地域の社会資源を活用してその解決を図ることを目指し、相談支援事業所、関係事業所、各支援機関の連携を行っております。

また、新型コロナウイルス感染症への対応にあたっては、市と自立支援協議会の間で情報の集約・共有を行って取り組み、令和2年3月の学校等の臨時休業の際には支援が必要な児童のサービス利用が継続できるよう関係機関で調査・協議を行うなど、配慮の必要な障がい者・児への支援につなげました。

今後も活動を継続し、専門性を高めることで、サービスの質の向上を図っていきます。



(5) 福祉計画チェック委員会

第5期小都市障がい福祉計画の推進状況について、半期ごとに数値目標の達成状況等を点検・評価してきました。基本指針において定義されているPDCAサイクルにそって、今後も点検・評価を継続していく必要があります。

(6) ケース検討会

困難事例や、精神障がい者、医療的ケア児への支援について、関係機関・当事者が集まり、当事者の想い、障がいごとの特性、各事業所の関わり方、社会資源情報の共有を行い、支援方針等について協議を行いました。複合的な課題を抱えたケースも少なくなく、今後も部署を横断して関係機関で支援に取り組む必要があります。

3. 障がい児支援の充実・強化

小都市においては、児童発達支援センター2事業所、児童発達支援8事業所、放課後等デイサービス11事業所、保育所等訪問支援事業所2事業所があり（令和2年12月1日現在。以下、事業所数において同じ）、障がい児への支援の充実が図られています。しかし、利用者数・利用量は増加傾向が続いていること等から、支援を必要とする障がい児のニーズに応じた居場所づくりを進めていく必要があります。

平成27年度より巡回支援専門員整備事業を実施しており、発達障がい等に関する知識を有する専門員が小都市内の保育所等を巡回し、支援をする職員や保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行っています。ケースに応じて、適切な支援につなぐことができるよう、関係機関との連携強化に努めていく必要があります。

4. 障がい者の地域生活移行の一層の促進

福祉施設や医療機関等に入所・入院中の障がい者の地域移行のための支援として、共同生活援助（グループホーム）6事業所、自立訓練（生活訓練）事業所1事業所となっており、自立訓練（機能訓練）と自立生活援助事業所はまだ市内事業所がない状況です。

国の基本方針でも示されているとおり「福祉施設から地域生活への移行」や「入院中の精神障がい者の地域移行」を進めていく点から、希望する障がい者なら誰もが地域において自立した社会生活を営むことができるよう、サービス必要量を確保していく必要があります。

